

令和 8 年度 下水 第 7 号

四万十市公共下水道

ストックマネジメント（第 2 期）実施方針策定業務

仕 様 書

令和 8 年 7 月

四万十市上下水道課

【一般仕様書】

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画を作成することを目的とする。なお、本市では、四万十市公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務（令和2年度）を策定しているため、整合性を図りながら、第2期計画を策定するものとする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持等

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、受注者は、設計成果の品質を確保することから、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得していること。

1.7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、同種業務（ポンプ場又は処理場のストックマネジメント計画策定業務）の履行実績を有する者が当たらなければならない。また、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、

主要な設計協議には必ず出席しなければならない。

- (3) 土木担当技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有し、同種業務（ポンプ場又は処理場のストックマネジメント計画策定業務）の履行実績を有する者が当たらなければならない。

また、建築担当技術者は、1級建築士の資格を有し、同種業務（ポンプ場又は処理場のストックマネジメント計画策定業務）の履行実績を有する者が当たらなければならない。加えて、機械及び電気設備担当技術者においては、同種業務（ポンプ場又は処理場のストックマネジメント計画策定業務）の履行実績を有する者が当たらなければならない。なお、管理技術者と担当技術者の兼任は不可とする。

- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に監督職員の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき業務を行わなければならない。また、設計を行う上で基準となる事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、設計図書、竣工図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 ポンプ場・終末処理場施設ストックマネジメント計画

ポンプ場・終末処理場施設ストックマネジメント計画は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

3.1 施設情報の収集・整理

終末処理場・ポンプ場施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

(1) 施設情報収集・整理

(イ) 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

(ロ) 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

(ハ) 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 形状寸法、形式、能力、容量、仕様等

(ニ) リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

(ホ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 設計図書、竣工図書
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、）等

(ヘ) 改築・修繕に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

(2) 施設情報の作成

施設台帳が作成されていない場合は、収集した施設情報を基に、新たに小分類単位を基にした施設台帳を作成する。

施設台帳の内容は、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報とし、電子データ化を行う。

(3) 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

3.2 リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。

(1) 被害規模の検討

終末処理場・ポンプ場施設において事故・故障が発生しときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。（機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している）

(2) 発生確率の検討

終末処理場・ポンプ場施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。（目標耐用年数を設定し、整理を想定している）

(3) リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

3.3 施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標（アウトカム）及び事業量の目標（アウトプット）を設定する。

(1) 事業の目標設定

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。

(2) 事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量の目標（アウトプット）を設定する。

3.4 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

(1) 管理方法の選定

処理場等の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。

(2) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

(3) 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、地方公共団体の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

4-1～4-3の検討結果を長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

3.5 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。

実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

(1) (実施計画) 対象施設・実施時期の検討

対象設備は、処理場・ポンプ場の全設備とする。

点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。

調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

(2) (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

(3) (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

(4) 点検・調査計画のとりまとめ

(1)～(3)の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

3.6 修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討

する。

(1) (基本方針) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

(2) (実施計画) 対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。

なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。

(3) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討

(2) を踏まえた修繕計画を策定する。

(4) (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ

令和3年度の第1期計画において、改築対象としていた施設のうち、未実施の施設についての事業スケジュール等を整理し、第2期計画の報告書、申請書としてとりまとめる。

3.7 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

また、ポンプ場・終末処理場施設ストックマネジメント計画書の概要版を作成する。

第4章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

4.1 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

(1) 施設情報収集・整理

(イ) 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

(ロ) 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

(ハ) 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

（ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

（ヘ）修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

4.2 リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスクの評価では、以下の事項について検討する。

（１）リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。

（２）被害規模の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定した上で被害規模を検討する。

（３）発生確率の検討

管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。

（４）リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

4.3 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

4.4 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

（１）管理方法の選定

管きょ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。

（２）改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

（３）最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、地方公共団体の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

（４）長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

（１）～（３）の検討結果を 50～100 年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

4.5 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね 5～7 年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

（１）環境区分の設定

管きょ、マンホールふた、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。ただし、マンホールふた、取付管・ます等は一般環境下の扱いとする。

（２）点検・調査頻度の検討

（一般環境下）

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。

（腐食環境下）

腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。

（３）優先順位の設定

(一般環境下)

リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

(腐食環境下)

点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。

(4) 点検・調査における単位・項目の検討

(一般環境下)

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(5) 点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(6) 点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(7) 概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(8) 点検・調査計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

4.6 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント基本計画に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））資格を有する者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- （１）情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- （２）検討方法及びその内容に関する照査
- （３）計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- （４）上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第6章 提出図書

6.1 提出図書

- （１）提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

図書名	形状寸法・提出部数
（イ）報告書	A 4・1部
（ロ）点検・調査計画図	原図一式・白焼き1部
（ハ）改築・修繕計画図	原図一式・白焼き1部
（ニ）打合せ議事録	A 4・1部
（ホ）その他参考資料	原稿一式
（ヘ）上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式
（ト）特記仕様書第2章2.3に記載の図書等	一式

- （２）成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- （３）製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。
- （４）本業務概要版 A 3・1部

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- （１）発注者の下水道標準構造図
- （２）発注者の下水道維持管理指針

- (3) 発注者の下水道改築マニュアル
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と開設（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施行管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (17) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（下水道新技術推進機構）
- (18) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（下水道新技術推進機構）
- (19) 管きょ更生工法（二層構造管技術資料）（下水道新技術推進機構）
- (20) 下水道用マンホールのふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（下水道新技術推進機構）
- (21) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (22) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (23) マンホールの改築及び修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (24) 管きょ修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (25) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (26) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (27) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (28) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

【特記仕様書】

第1章 ポンプ場・終末処理場ストックマネジメント計画策定

1.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「四万十市公共下水道第2期ストックマネジメント実施方針策定業務委託 第1章1.1、及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

1.2 業務委託の対象

(1) 分流式雨水ポンプ場

(1) 名 称		八反原 排水ポンプ場	右山 排水ポンプ場	桜町 排水ポンプ場	百笑 排水ポンプ場
(2) 位 置		中村大橋通	右山字大割	中村桜町	中村百笑町
(3) 下水排除方式		分流式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 (m ³ /秒)	既設能力	17.63	7.07	8.38	2.75
(5) 供用開始年月		昭和61年	平成2年	平成13年	平成18年
(6) 対象工種		土・建・機・電	土・建・機・電	土・建・機・電	土・建・機・電

※対象工種については、土木=(土)、建築=(建)、機械=(機)、電気=(電)である。

(2) 終末処理場

(1) 名 称		中央下水道管理センター
(2) 位 置		右山字明治・字大割
(3) 下水排除方式		分流式
(4) 処理方式	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	重力濃縮・脱水
(5) 能力 (m ³ /日)	既設能力	4,700
(6) 供用開始年月		平成8年
(7) 対象工種		土・建・機・電

※対象工種については、土木=(土)、建築=(建)、機械=(機)、電気=(電)である。

1.3 その他特記事項

(1) 作業内容

作業内容	作業の有・無	備 考
1. 施設情報の収集・整理	☒ ・ 無	
2. リスクの評価	☒ ・ 無	
3. 施設管理の目標設定	☒ ・ 無	
4. 長期的な改築事業のシナリオ設定	☒ ・ 無	
5. 点検・調査計画の策定	☒ ・ 無	
6. 点検・調査の実施	有 ・ ☒	
7. 修繕・改築計画の策定	☒ ・ 無	スケジュール等の 見直しのみ
8. 関係機関への説明資料作成	有 ・ ☒	
9. 照査	☒ ・ 無	
10. 報告書作成	☒ ・ 無	

備考 「7. 修繕・改築計画の策定」は、令和3年度の第1期計画において、改築対象としていた施設のうち、未実施の施設についての事業スケジュール等を整理し、第2期計画の報告書、申請書としてとりまとめる。

(2) 補正

補正項目	
設計対象水量に係る補正	☒ ・ 無
複数施設に係る補正	☒ ・ 無
沈砂池に係る補正	☒ ・ 無 ※
処理方式に係る補正	有 ・ ☒
焼却炉（熔融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	有 ・ ☒

※八反原排水ポンプ場のみ対象

(3) 施設情報(台帳)

施設情報(台帳)	
施設情報(台帳) ☒	電子データ

(4) 修繕改築計画対象施設（第1期計画未実施施設）

1) 中央下水道管理センター

- | | |
|----------------------|---------|
| ①No. 1 反応タンク設備 反応タンク | (機械・電気) |
| ②No. 1 送風機設備 送風機室 | (機械・電気) |
| ③No. 2 脱水施設 汚泥処理棟 | (機械・電気) |
| ④受変電設備 管理棟 | (電気) |

2) 八反原排水ポンプ場

- | | | |
|----------------|------|---------|
| ①No. 2 雨水ポンプ設備 | ポンプ室 | (機械・電気) |
| ②No. 3 雨水ポンプ設備 | ポンプ室 | (機械・電気) |
| ③ゲート設備 | ポンプ室 | (機械・電気) |
| ④受変電設備 | ポンプ室 | (電気) |
| ⑤監視制御設備 | | (電気) |

第2章 管路施設ストックマネジメント実施方針策定

2.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「四万十市公共下水道第2期ストックマネジメント実施方針策定業務委託 第1章2.1、及び2.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

2.2 業務委託の対象

(1) 委託箇所

処理区名称	面積(ha)	備 考
中部処理区	253.40	

(2) 委託対象施設 污水管

(イ) 管路施設ストックマネジメント実施方針

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	253.40 h a
管きよ	☒ 有 ・ 無
マンホール	☒ 有 ・ 無
マンホールふた	有 ・ ☒ 無
取付管	有 ・ ☒ 無
ま す	有 ・ ☒ 無

(3) 設計条件項目

設計条件項目表（参考）

作 業 項 目		設 計 条 件
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	☒ 有 ・ ☐ 無
	施設情報の電子データ化	有 ・ ☒ 無
	現地踏査	有 ・ ☒ 無
リスクの評価	リスクの特定	☒ 有 ・ ☐ 無
	被害規模の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	発生確率の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	リスクの評価	☒ 有 ・ ☐ 無
施設管理の目標設定		☒ 有 ・ ☐ 無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の選定	☒ 有 ・ ☐ 無
	改築条件の設定	☒ 有 ・ ☐ 無
	最適な改築シナリオの選定	☒ 有 ・ ☐ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	☒ 有 ・ ☐ 無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	☒ 有 ・ ☐ 無
	点検・調査頻度の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	優先順位の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	点検・調査における単位・項目の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	☒ 有 ・ ☐ 無
	点検・調査方法の検討	☒ 有 ・ ☐ 無
	概算費用の算定	☒ 有 ・ ☐ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	☒ 有 ・ ☐ 無
点検・調査の実施		有 ・ ☒ 無
修繕・改築計画の策定		有 ・ ☒ 無
関係機関への説明資料作成		有 ・ ☒ 無
※報告書作成		有 ・ ☒ 無
設計協議		4 回
関係機関協議		一 回
貸与資料	点検・調査データ	☒ (形式： ☒ 紙・ ☐ 電子データ) ・ 無
	管路施設データ	☒ (形式： ☒ 紙・ ☐ 電子データ) ・ 無
	維持管理データ	☒ (形式： ☒ 紙・ ☐ 電子データ) ・ 無

※管路施設の報告書作成及び設計協議については、処理場・ポンプ場編と合わせて作成を行う。

2.3 その他の特記事項

(1) 関連業務

本業務の関連業務である、下記当該業務成果を十分に理解し、整合を図りながら業務を遂行すること。また別途実施している耐震化事業との調整をしっかりと図ること。

- 四万十市公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務（令和２年度）
- 四万十市公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務（令和３年度）
- 四万十市公共下水道施設ストックマネジメント工事詳細設計業務（令和４年度）